

令和元年11月11日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
厚生労働省医政局総務課

医療機関等における雇用調整助成金を活用した雇用維持について

日頃より、医療行政に格段の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和元年台風第15号・令和元年台風第19号による災害発生により事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されることから、働く方の雇用維持を支援する雇用調整助成金について、事業縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮する等の特例措置（別紙1）を本年10月21日に講じました。

また、令和元年台風第19号については、本年10月30日付けで助成率の引上げ等を内容とする更なる特例措置（別紙2）を講じました。この特例措置により、令和元年台風第19号による災害発生に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において、例えば、従業員の休業により雇用を維持した場合には、事業主が支払った休業手当の一定割合（岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野及び静岡の事業所の場合には中小企業4／5、大企業2／3）が助成されることとなります。

つきましては、医療機関等において、本特例措置も活用しつつ、従業員の雇用維持に努めていただく旨、貴管内の医療機関等へ周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、雇用調整助成金をはじめとする支援措置の詳細については、最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

（参考資料）雇用調整助成金の概要

（※）令和元年台風第15号及び第19号による災害発生に伴う雇用調整助成金制度の特例については、厚生労働省のHPで順次更新していきますので、ご参考いただけましたら幸いです。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html